

業務委託特記仕様書(測量編)

第1条 総 則

この業務委託(以下「委託」という。)は、契約書(大分市土木設計業務等委託契約約款含む)、設計図書、この特記仕様書によるほか、以下の仕様書に基づき実施しなければならない。

- 測量業務共通仕様書(第1編 共通編)【令和7年3月 大分市契約監理課工事検査室】
- 測量業務等共通仕様書(第1編 共通編を除く)【令和8年4月 大分県農林水産部、土木建築部】
- 下水道管渠実施設計業務委託一般仕様書

第2条 業務の目的

この委託は、宮河内ハイランド(1工区)引取に伴う宅地内配管の状況調査業務委託である。

第3条 業務の基本的な条件

- 1) 宮河内ハイランド内の宅内配管状況調査を測量を行う
- 2) 委託項目(内容)を記入
対象戸数 N= 2 6 8 宅地

第4条 技術者の資格要件

※【**測量業務の設計金額(税込)が100万円以上の場合**】

照査・管理技術者の選任に必要な技術者の資格及び担当できる業務内容については、「**照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表**」及び「**資格種類別担当業務内容一覧表**」を参照のうえ選任すること。

測量業務内容	測量一般
--------	------

第5条 業務計画書

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く)以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

第6条 照査

- 1) 業務計画書作成時において、調査職員と協議のうえ照査計画を策定し提出すること。
- 2) 業務打合せ時には、管理技術者の確認を受け随時調査職員報告すると共に業務完了時には、照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に交付すること。

第7条 資料の確認

業務を行うにあたり、協議のうえ必要な資料を請求すると共に、貸与した資料について十分確認し、手戻りの無いようにすること。

第8条 準拠すべき図書

測量業務は、国土交通省の定める「公共測量作業規定」及び「同規定に係る運用基準」等により実施するものとする。

第9条 業務カルテの作成、登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。
また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信されるため別途提出の必要はない。

なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第10条 再委託

受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、測量業務共通仕様書第130条に基づき、調査職員の承諾を受けなければならない。

第11条 履行報告

受注者は、業務の履行にあたり、履行状況報告を作成し、調査職員に提出するものとする。
提出時期については、調査職員と協議のうえ業務計画書において策定すること。

- 第12条 成果品
- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、測量等の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、事前協議で決定したファイルフォーマットで形成されたものを指す。
- 2) 成果品は、従来の成果品（紙ベース）原図1部に加えて、事前協議に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、CD-RWあるいはDVD-R、DVD-RW）で2部提出する。特段の理由があり作成できない場合は、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- 3) 電子納品に対応するための措置については「大分市上下水道局電子納品運用ガイドライン【委託編】」によるものとする。「大分市上下水道局電子納品運用ガイドライン【委託編】」については、大分市ホームページ内（<https://www.city.oita.oita.jp/o222/05dennshinouhinn.html>）に掲載している。
- 4) 成果品の提出の際には、事前協議の内容のファイルになっているかチェックを行い、エラーがない事を確認した後ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 第13条 その他
- 1) 管理技術者は、設計書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 2) 指示、承諾及び協議は原則として、書面によりこれを行うものとする。
- 3) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 第14条 用地測量
- 境界確認については、地権者及び関係者等と日程調整を行い、調査職員立会いのうえ行うこと。
- 第15条 土地登記簿謄本等の取得
- 1) 受注者は、土地登記簿謄本等の交付申請に必要な土地の地番等の必要事項を記載した書面を速やかに発注者に提出するものとする。
- 2) 業務に必要な土地登記簿謄本等については、原則として発注者において取得するものとするが、受注者が自らの判断で費用を負担して交付申請することを妨げるものではない。
- ※_____は例として記入したものであり、各業務委託の目的及び条件を記入する
- 第16条 ウィークリースタンス実施対象業務
- 本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「大分市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。
(<https://www.city.oita.oita.jp/o222/07weeklystance.html>)
- 第17条 公共測量の手続きについて
- 受注者は、測量業務の実施にあたっては、発注者が行う公共測量の手続きに必要な申請書類の作成などの補助を行うとともに、成果検定に関する手続を行うこと。
- なお、公共測量の手続が不要となる場合には、調査職員と協議すること。
- 第18条 設計図書の変更について
- 設計図書の変更については、工期末の14日前までに完了するよう努めること。ただし、重要な変更については、発注者の指示に従うものとする。

特記事項

1. 打合せ等
- 打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時とするが、調査職員又は受託者が必要と認めたときは中間打合せの回数を増やすものとする。
- 協議等打合せ時においては、管理技術者が必ず同席すること。
2. 成果品
- 電子納品については、特記仕様書のとおりとする。
- | | |
|----------|-----------------|
| 従来（紙ベース） | 報告書・・・・・・・・・・1部 |
| | 原稿・・・・・・・・・・1式 |
| | 原図・・・・・・・・・・1式 |
3. 業務履行中の安全確保
- 調査実施にあたっては関係法規を遵守するとともに、共通仕様書等に基づき、作業中の安全に留意しなければならない。
4. 疑義
- 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議すること。

設計条件項目表

[illegible]

委 託 業 務 打 合 簿

委 託 名							
受 託 者				管理技術者			
工 期		年 月 日 ～ 年 月 日					
発 議 事 項							
見 解 等							
受託者（発議）	上記発議事項について ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 依頼 します。 年 月 日						
	代表者		管理技術者		照査技術者		担当技術者
委託者（発議・回答）	上記発議事項について ☐ 協議 ☐ 指示 ☐ 回答 ☐ 承諾 ☐ 受理 します。 年 月 日						
	部 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	課 長	総括調査職員	主任調査職員	担当調査職員	
受託者（回答）	上記（発議事項・見解等）について ☐ 了承 ☐ 協議 ☐ 提出 します。 年 月 日						
	代表者		管理技術者		照査技術者		担当技術者

[illegible]

履行報告書作成要領

1. 工程管理

工程管理は調査職員に提出した計画工程表により工事の進捗を管理するものとする。

- 1) 照査計画に基づき照査①～③及び報告①～③の時期を工程表で設定し管理するものとする。
- 2) 照査計画及び報告の時期は業務計画提出時に打合せにより設定する。

2. 工程管理基準

工程管理は、委託内容、工期、及び照査実施の実情に応じて作成した業務計画表（ネットワーク）により管理するものとする。また、変更指示及び契約変更があった場合は、残業無に対する変更工程表を作成するものとする。

3. 実施工程表の作成

受託者は、計画工程に対する実施工程を管理するものとする。

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、照査等特記すべき事項を記入する。

4. 業務履行報告

受託者は、業務委託の進捗状況を各月末に、当月分をまとめて調査職員に報告するものとする。
なお、履行報告の様式は別紙履行報告書により作成するものとする。

5. 工程表の大きさ

工程表の大きさはA 4 版又はA 4 版の倍程度にまとめるものとする。

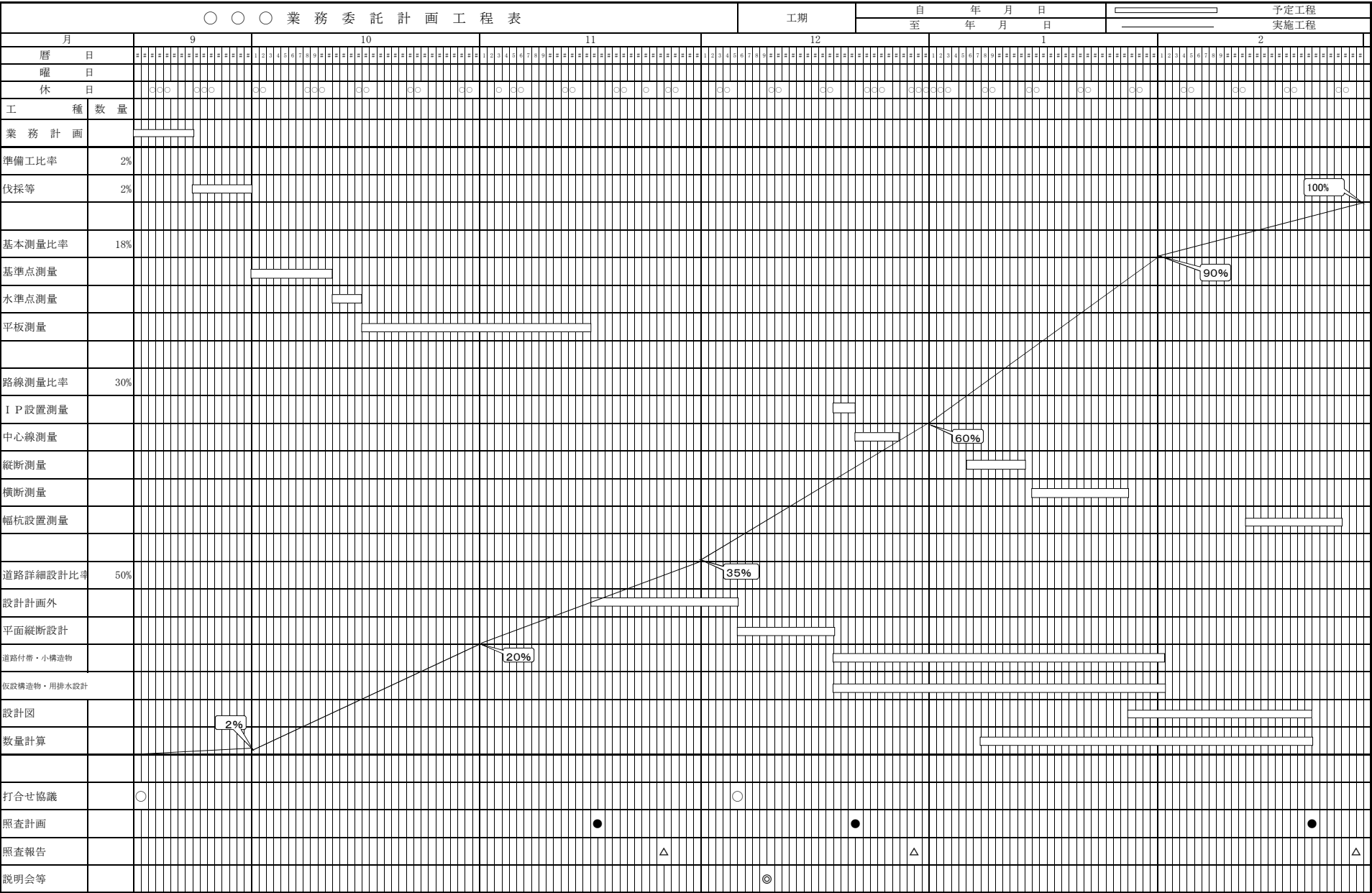
6. 計画工程表作成にあたり考慮すべき事項

- 1) 工程表は、委託業務の工種毎に記載し、工程（ネットワーク）により進捗率を計算するものとする。
- 2) 地元説明会の時期や土地の立ち入りの許可等を考慮し計画を作成する。
- 3) 関係機関との協議等がある場合はその時期等も明示する。
- 4) 照査については、照査要領に基づき計画する。

業 務 委 託 履 行 報 告 書

業務委託名					
履行期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
日 付		年 月 日 (月分)			
月 別		予定工程%		実施工程%	備考
		() は工程変更後			
年	月		()		
	月		()		
	月		()		
	月		()		
	月		()		
	月		()		
	月		()		
(記事欄)					

管理 技術者	照査 技術者



※工種の比率については業務委託全体の中で各自が100%になるように設定する。

注1：各社で設定に差が生じるが、工程表全体の中で比率を考慮すること。

注2：比率は直接人件費若しくは作業工程のどちらの方式でも可とする。

有資格者一覧表（全 9 2 種類）

資格名称	技術（専門）部門	二次試験の選択科目	資格名称	技術（専門）部門	二次試験の選択科目
測量士			環境計量士		
測量士補			RCCM	河川砂防及び海岸・海洋	
1 級建築士			RCCM	港湾及び空港	
2 級建築士			RCCM	電力土木	
構造設計 1 級建築士			RCCM	道路	
設備設計 1 級建築士			RCCM	鉄道	
建築設備資格者			RCCM	上水道及び工業用水道	
建築積算資格者			RCCM	下水道	
技術士	機械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器	RCCM	農業土木	
			RCCM	森林土木	
			RCCM	水産土木	
			RCCM	造園	
	総合技術監理	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器	RCCM	都市計画及び地方計画	
			RCCM	地質	
技術士	電気・電子	ー	RCCM	土質及び基礎	
			RCCM	鋼構造及びコンクリート	
技術士	総合技術監理	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、情報通信又は電気設備	RCCM	トンネル	
			RCCM	施工計画、施工設備及び積算	
技術士	建設	河川、砂防及び海岸・海洋	RCCM	建設環境	
			RCCM	機械	
技術士	建設	港湾及び空港	RCCM	電気電子	
			RCCM	廃棄物	
技術士	建設	電力土木	地質調査技士		
			不動産鑑定士		
技術士	総合技術監理	建設一般並びに電力土木	不動産鑑定士補		
			土地家屋調査士		
技術士	建設	道路	司法書士		
			補償業務管理士		
技術士	総合技術監理	建設一般及び道路	総合補償士		
			公共用地取得実務経験者		
技術士	建設	都市及び地方計画	認定技術管理者（土木）	河川砂防及び海岸・海洋	
			認定技術管理者（土木）	港湾及び空港	
技術士	総合技術監理	建設一般並びに土質及び基礎	認定技術管理者（土木）	電力土木	
			認定技術管理者（土木）	道路	
技術士	建設	鋼構造及びコンクリート	認定技術管理者（土木）	鉄道	
			認定技術管理者（土木）	上水道及び工業用水道	
技術士	総合技術監理	建設一般並びに鋼構造及びコンクリート	認定技術管理者（土木）	下水道	
			認定技術管理者（土木）	農業土木	
技術士	建設	トンネル	認定技術管理者（土木）	森林土木	
			認定技術管理者（土木）	水産土木	
技術士	総合技術監理	建設一般及びトンネル	認定技術管理者（土木）	造園	
			認定技術管理者（土木）	都市計画及び地方計画	
技術士	建設	施工計画、施工設備及び積算	認定技術管理者（土木）	地質	
			認定技術管理者（土木）	土質及び基礎	
技術士	総合技術監理	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算	認定技術管理者（土木）	鋼構造及びコンクリート	
			認定技術管理者（土木）	トンネル	
技術士	建設	建設環境	認定技術管理者（土木）	施工計画、施工設備及び積算	
			認定技術管理者（土木）	建設環境	
技術士	総合技術監理	建設一般及び建設環境	認定技術管理者（土木）	機械	
			認定技術管理者（土木）	電気電子	
技術士	上下水道	上水道及び工業用水道	認定技術管理者（土木）	地質調査	
			認定技術管理者（土木）	廃棄物	
技術士	総合技術監理	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	上下水道	下水道	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	総合技術監理	上下水道一般及び下水道	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	農業	農業土木	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	総合技術監理	農業一般及び農業土木	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	森林	森林土木	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	総合技術監理	森林一般及び森林土木	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	水産	水産土木	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	総合技術監理	水産一般及び水産土木	認定技術管理者（土木）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	情報工学、総合技術監理（情報工学）		認定技術管理者（地質）		
			認定技術管理者（土木）		
技術士	応用理学	地質	実務経験者（補償）		
技術士	総合技術監理	応用理学一般及び地質			
技術士	衛生工学	廃棄物管理			
技術士	総合技術監理	衛生工学一般及び廃棄物管理			
技術士補	機械部門				
技術士補	電気電子部門				
技術士補	建設部門				
技術士補	上下水道部門				
技術士補	農業部門				
技術士補	森林部門				
技術士補	水産部門				
技術士補	情報工学部門				
技術士補	応用理学部門				
技術士補	衛生工学部門				

- （注）
1. 測量士及び測量士補は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による登録を受けている者。
 2. 1・2 級建築士は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による免許を受けた者。
 3. 構造設計 1 級建築士又は設備設計 1 級建築士は、建築士法の規定に基づき構造設計 1 級建築士証又は設備設計 1 級建築士証の交付を受けた者
 4. 建築設備資格者は、建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和 60 年建設省告示第 1526 号）による登録を受けている者。
 5. 建築積算資格者は、（社）日本建築積算協会の行う建築積算資格試験に合格し、登録を受けている者。
 6. 技術士及び技術士補は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 1・2 次試験に合格し、登録を受けている者。
 7. 環境計量士は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（濃度関係又は騒音・振動関係に限る。）の登録を受けている者。
 8. RCCM は、（社）建設コンサルタンツ協会の定款第 4 条に基づくシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程第 4 条に規定する RCCM 資格試験に登録を受けている者。
 9. 地質調査技士は、（社）全国地質調査業協会連合会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者。
 10. 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による登録を受けている者。
 11. 土地家屋調査士は、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条第 1 項による登録を受けている者。
 12. 司法書士は、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条第 1 項による登録を受けている者。
 13. 補償業務管理士は、（社）日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し、登録を受けている者。
 14. 公共用地取得実務経験者は、国（公社）又は地方公共団体（公社）に所属し、用地補償事務に 10 年以上従事した経験を有する者。
 15. 認定技術管理者は、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）及び、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 3 条第 1 号に規定を受けた者
 16. 補償業務の実務経験者は、当該業務に関し、7 年以上の実務の経験を有する者。

照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表

業 種	業 務 内 容	有 資 格 者
測量業務	測量一般	◎測量士
	地図の調整	
	航空測量	◎測量士補（照査技術者不可。）
土木コンサルタント 業 務	河川・砂防及び海岸・海洋	◎技術士 （技術部門及び選択科目が別表１に掲げる者に限る。ただし、照査技術者は技術部門別で可。）
	港湾及び空港	
	電力土木	◎技術士補 （技術部門及び選択科目が別表１に掲げる者に限る。ただし、技術部門別で可。照査技術者不可。）
	道路	
	鉄道	◎環境計量士（照査技術者不可。） （濃度・騒音・振動関係に限る。）
	上水道及び工業用水道	
	下水道	◎ＲＣＣＭ （照査技術者は専門部門別で可。）
	農業土木	
	森林土木	◎認定技術管理者（注４）
	水産土木	
	廃棄物	◎技術士 （技術部門及び選択科目が別表２に掲げる者に限る。農業、森林、水産部門は照査技術者不可。） ◎技術士補 （技術部門及び選択科目が別表２に掲げる者に限る。照査技術者不可。） ◎ＲＣＣＭ （専門部門が「地質」「土質及び基礎」に限る。） ◎地質調査技士 ◎認定技術管理者（注５）
	造園	
	都市計画及び地方計画	
	地質	
	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	
	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	
	機械	
	電気電子	
	その他	
地質調査業務	地質調査	◎技術士 （技術部門及び選択科目が別表２に掲げる者に限る。農業、森林、水産部門は照査技術者不可。） ◎技術士補 （技術部門及び選択科目が別表２に掲げる者に限る。照査技術者不可。） ◎ＲＣＣＭ （専門部門が「地質」「土質及び基礎」に限る。） ◎地質調査技士 ◎認定技術管理者（注５）

- （注） １． 照査技術者と管理技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
- ２． 当初設計金額が１００万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。
- ３． 各発注機関がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を選定し、随時に「特記仕様書」に明記するものとする。
- ４． 建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第３条第１号ロに規定する認定を受けた者。
- ５． 地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第３条第１号ロに規定する認定を受けた者。

別表 1

「土木コンサルタント業務」に係る技術士・技術士補の要件

技 術 士		技 術 士 補
2次試験技術部門	選 択 科 目	1次試験技術部門
機械、総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。	機 械 部 門
電気電子、総合技術監理部門	電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。	電 気 電 子 部 門
建設、総合技術監理部門	建設一般及び当該業務内容に対する選択科目とする。	建 設 部 門
上下水道、総合技術監理部門	上下水道一般並びに上下水道及び工業用水道又は下水道とする。	上 下 水 道 部 門
農業、総合技術監理部門	農業一般及び農業土木とするものに限る。	農 業 部 門
森林、総合技術監理部門	森林一般及び森林土木とするものに限る。	森 林 部 門
水産、総合技術監理部門	水産一般及び水産土木とするものに限る。	水 産 部 門
情報工学、総合技術監理部門	情報工学一般とする。	情 報 工 学 部 門
応用理学、総合技術監理部門	応用理学一般及び地質とするものに限る。	応 用 理 学 部 門
衛生工学、総合技術監理部門	衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る。	衛 生 工 学 部 門

別表 2

「地質調査業務」に係る技術士・技術士補の要件

技 術 士		技 術 士 補
2次試験技術部門	選 択 科 目	1次試験技術部門
建設、総合技術監理部門	建設一般並びに土質及び基礎に限る。	建 設 部 門
農業、総合技術監理部門	農業一般及び農業土木とするものに限る。(照査技術者不可)	
森林、総合技術監理部門	森林一般及び森林土木とするものに限る。(照査技術者不可)	
水産、総合技術監理部門	水産一般及び水産土木とするものに限る。(照査技術者不可)	
応用理学、総合技術監理部門	応用理学一般及び地質とするものに限る。	応 用 理 学 部 門

資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																			地質調査					
			測量一般	地図・航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査		
測量士			◎◎◎																										
測量士補		○○○																											
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力・材料、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																						◎		△			
		電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																							◎		△		
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎	○	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				○	◎	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		建設一般及び電力土木とするものに限る				○	○	◎	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		建設一般及び道路とするものに限る				○	○	○	◎	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		建設一般及び鉄道とするものに限る				○	○	○	◎								○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○							◎	◎		○	○	○	○	○			△	○	
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		◎	○	○	○	○			△	◎	
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	◎	○	○	○			△	○	
		建設一般及びトンネルとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	◎	○	○			△	○	
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	○	◎	○			△	○	
		建設一般及び建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○		○	○	○	◎				△	○	
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									◎	○								○	○	○	○	◎				△	
		上下水道一般及び下水道とするものに限る									○	◎																	△
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎																△
		森林一般及び森林土木とするものに限る												◎															△
		水産一般及び水産土木とするものに限る													◎														△
		情報工学一般とするものに限る																								◎		△	
		応用理学一般及び地質とするものに限る																	◎									△	◎
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る															◎											△	
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力・材料、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																							◎		△		
		電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																								◎		△	
		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る					◎	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		港湾及び空港とするものに限る					○	◎	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		電力土木とするものに限る					○	○	◎	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		道路とするものに限る					○	○	○	◎	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		鉄道とするものに限る					○	○	○	◎							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
		都市及び地方計画とするものに限る					○	○	○	○	○						◎	◎		○	○	○	○	○			△	○	
		土質及び基礎とするものに限る					○	○	○	○	○						○	○		◎	○	○	○	○			△	◎	
		鋼構造及びコンクリートとするものに限る					○	○	○	○	○						○	○		○	◎	○	○	○			△	○	
	トンネルとするものに限る					○	○	○	○	○						○	○		○	○	◎	○	○			△	○		
	電気電子部門	施工計画、施工設備及び積算とするものに限る					○	○	○	○	○					○	○		○	○	○	◎	○				△	○	
		建設環境とするものに限る					○	○	○	○	○					○	○		○	○	○	◎					△	○	
		上下水道部門	上下水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									◎	◎															△	
		農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎															
		森林部門	森林土木とするものに限る												◎													△	
		水産部門	水産土木とするものに限る													◎													
		情報工学部門	特定なし																						◎		△		
		応用理学部門	地質とするものに限る																◎								△	◎	
		衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る														◎										△		
R C C M		河川、砂防及び海岸・海洋					◎																					△	
	港湾及び空港						◎																				△		
	電力土木							◎																			△		
	道路								◎																		△		
	鉄道									◎																	△		
	上水道及び工業用水道										◎																△		
	下水道											◎														△			
	農業土木												◎													△			
	森林土木													◎												△			
	水産土木														◎											△			
	造園															◎										△			
	都市計画及び地方計画																◎									△			
	地質																	◎								△	◎		
	土質及び基礎																		◎							△	◎		
	鋼構造及びコンクリート																			◎						△			
	トンネル																				◎					△			
	施工計画、施工設備及び積算																					◎				△			
	建設環境																						◎			△			
	機械																							◎		△			
	電気電子																								◎		△		
廃棄物													◎												△				
地質調査技士																									△	◎			
認定技術管理者																										△			

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「○」は照査技術者のみになれる資格。（測量については、管理技術者のみになれる資格。）
「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

業 務 内 容 説 明 書

(宅内排水状況確認業務等)

※宅地内の汚水雨水排水が正しく分流されているか、又、汚水公共枳が適切な状態であるのかを確認する業務です。

① 宅内枳の状況を確認する。

・提出された排水設備図(様式第 5 号)と建物、宅内枳の配置が概ね整合しているか確認する。【修正のある場合は図面に記入する。】

② 宅内枳を開けて流入経路を確認する。(汚水、雨水各々)

・屋内排水の流入を確認する。【排水設備状況チェックシートに記入】

※不明の場合は宅内より排水してもらい確認する。

※雨樋の汚水枳への流入が疑われる場合は打音等で調査する。

※宅内枳が埋没等で不明の場合は下流の枳にて流下を確認する。

※屋外排水器具(水洗パン等)については用途と設置状況(屋根の有無等)を確認する。

※宅内枳の流向を確認する。【図面に記入する。】

※宅内枳の全景の写真を撮影する。

※宅内枳の不良箇所や不明管等のある場合は写真を撮影する。

③ 汚水の公共枳を開けて流下、枳等の状態を確認する。

・公共枳内及び取り付け管を確認する。【公共枳状態チェックシートに記入と写真撮影】

※公共枳が埋没や錆等で開閉等が困難な場合の調査については別途協議とする。

④ 排水設備及び公共枳調査結果一覧表の作成

・排水設備状況チェックシートと公共枳状態チェックシート用いて作成。

・誤作動以外の経年劣化による損傷や現状の使用に支障が無い製品規格、構造の不適合については、手直しの対象とはしない。

⑤ 手直し事項の再確認

・必要に応じて誓約書の提出を受ける。

⑥ 月末に状況報告を行い、公共枳不明箇所及び開閉不能箇所を一覧表にまとめ提出すること。(下水道施設管理課との情報共有のため)

調査日	令和8年 月 日 () AM PM				
調査場所	班	住所	所有者	使用者	備考
対応者	(在宅 不在)		様		
調査員					

階	場所	器具	確認	備考
宅内(1F)	トイレ	便器		
		手洗い器		
	洗面所	洗面台		
		洗濯機		
	浴室	浴槽内		
		洗い場		
	台所	流し台		
	その他			
宅内(2F)	トイレ	便器		
		手洗い器		
	洗面所	洗面台		
		洗濯機		
	台所	流し台		
	ベランダ			
	その他			
屋外	洗濯機 流し台 その他()		屋根が 有 ・ 無	接続先が 汚水 ・ 雨水
	公共桝開閉 可 不可			

種類	確認	状況
雨樋		
柵		
管路		
その他		

(宮河内ハイランド) 排水設備状況チェックシート

調査日	令和8年 ○月○○日 (○) (AM) PM				
調査場所	班	住所	所有者	使用者	備考
	北A	0-1	排水 太郎	大分 花子	
対応者	(在宅 不在)		大分 花子 様		
調査員	○○ △△△		□□ ○○○		

汚水

階	場所	器具	確認	備考
宅内(1F)	トイレ	便器(大)	レ	※手直しをする箇所についてはコメントを入れる (手洗い桝) 角桝がある。インバートが切られていない。 (浴槽流入桝不明)
		便器(小)		
		手洗い器	レ	
	洗面所	洗面台	不明	
		洗濯機		
	浴室	浴槽内	レ	
		洗い場	レ	
	台所	流し台	レ	
	その他			
宅内(2F)	トイレ	便器(大)	レ	
		便器(小)		
		手洗い器		
	洗面所	洗面台		
		洗濯機		
	台所	流し台		
	ベランダ			
	その他			
屋外	洗濯機(流し台) その他()		レ	屋根が 有 ・ 無
	公共桝開閉 可 不可			接続先が(汚水)・雨水 (公共桝開閉不能)

雨水

種類	確認	状況
雨樋	レ	誤接続4箇所
桝	レ	蓋の壊れ1箇所
管路	レ	
その他		

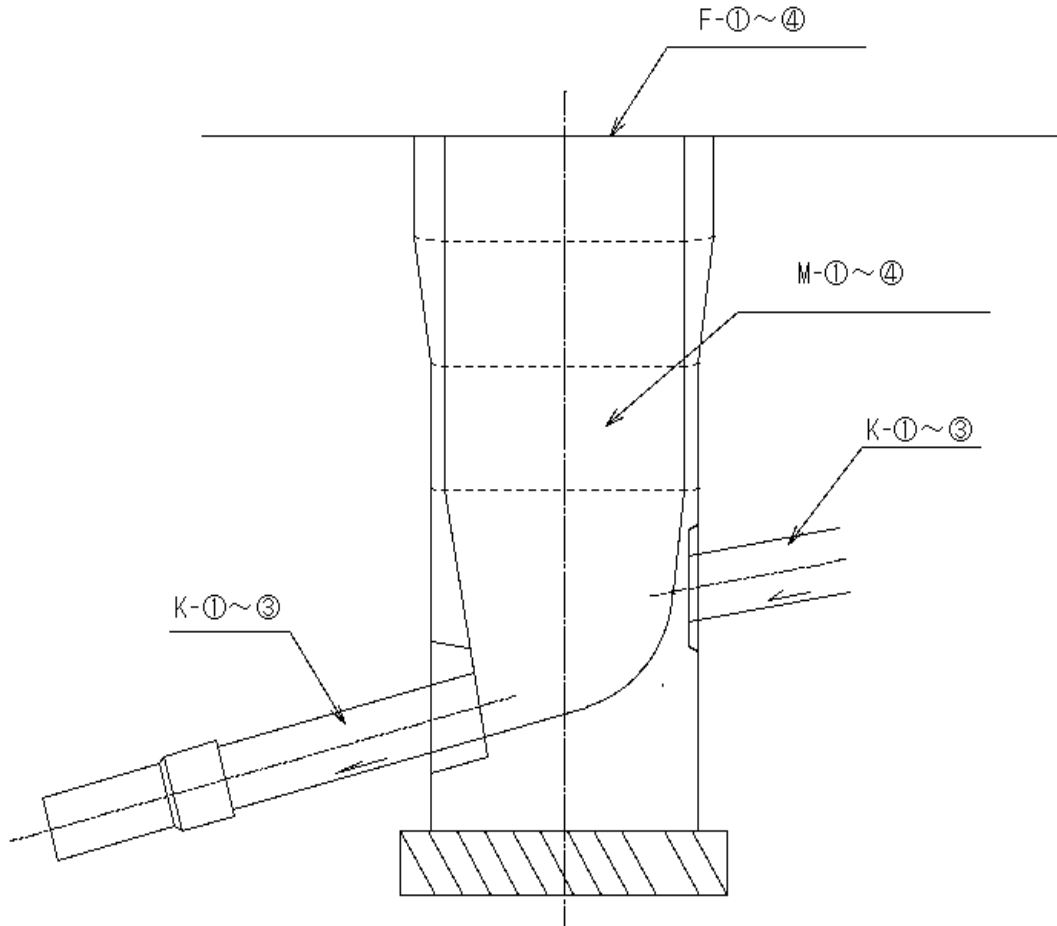
量水器 13 mm 123321

記録事項

- ・屋外の流し台(屋根無)が汚水に接続されている。
- ・角桝があり、インバートが切られていない。
- ・汚水桝に接続4か所。
- ・蓋の壊れ1箇所有り。
- ・浴槽の桝の位置が不明、施主不在の為、下流の桝にて流下確認不可

公共樹状態チェックシート

調査日	令和 年 月 日 () AM PM				
調査場所	班	住所	所有者	使用者	備考
対応者	(在宅 不在)				
調査員					



汚水公共樹チェックポイント

チェック箇所	記号	不具合内容	有	無	主な対応例
蓋 (F)	F-①	樹体と周辺地盤に段差がある			樹の布設替え、周辺地盤のすりつけ等
	F-②	塩ビ樹設置が庫車で保護コンが無い			蓋周りコンクリート保護(暑さ。幅共に10cm以上)
	F-③	蓋の損傷・ひび割れ			蓋取換え等
	F-④	蓋のガタツキ			
樹内 (M)	M-①	躯体ずれ			ずれ補修
	M-②	水の流れ(詰まり)			詰まり部清掃
	M-③	根の侵入			値を撤去・清掃
	M-④	雨水の誤接続			管路布設替え
管路 (K)	K-①	管口クラック			モルタル等にて補修
	K-②	支管ずれ・突き出し			ずれ部の隙間補修、突き出し部切断
	K-③	根の侵入			根を撤去・清掃

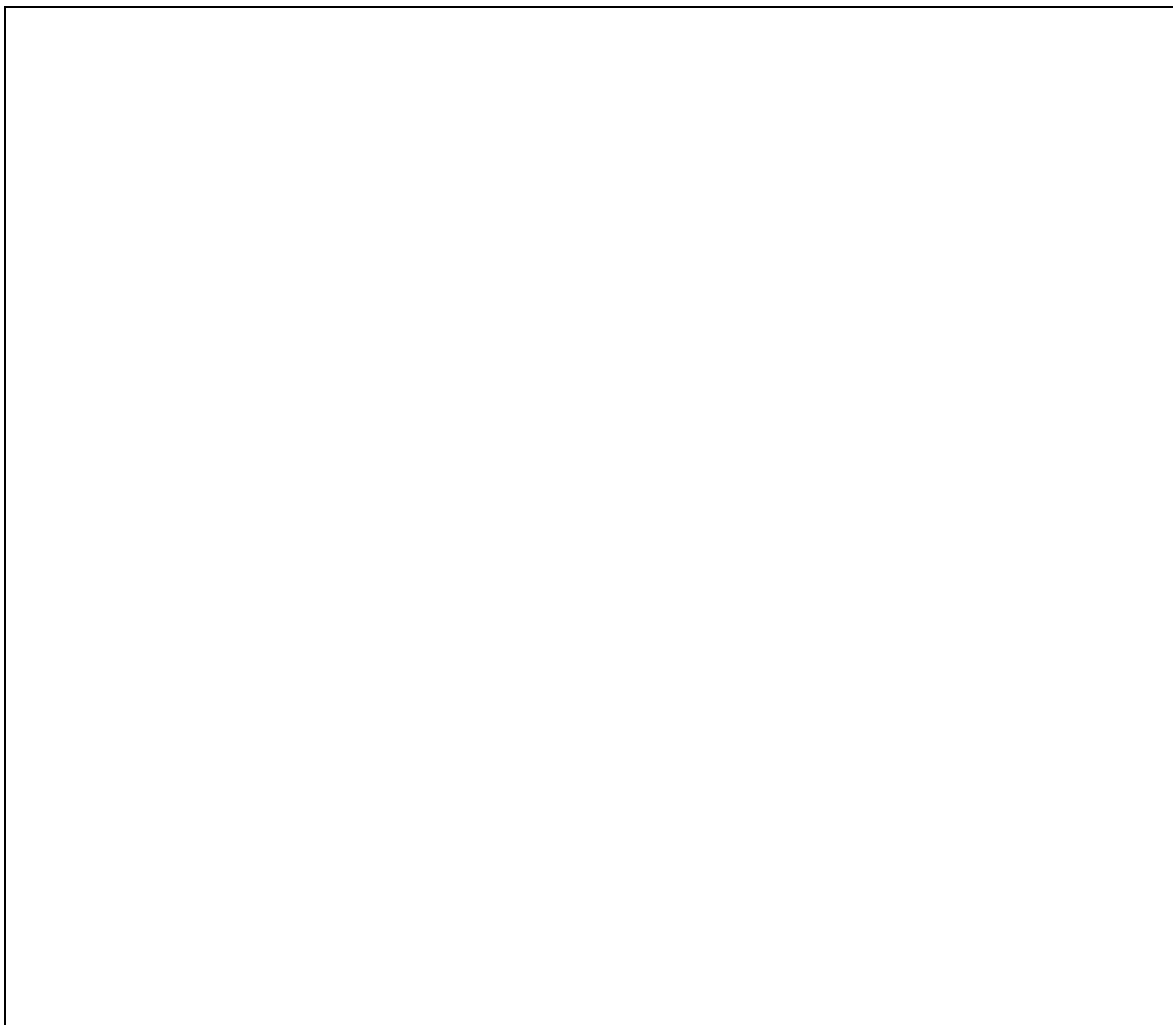
排 水 設 備 図

大分市上下水道事業管理者 殿

1 排水設備の所有者

住 所	
氏 名	印
電話番号	

2 排水設備図



※この様式については、各宅地の所有者が記載したものを貸与しますので PDF 等にし使用してください。

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第 2 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 3 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第 4 再委託

受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行うものとし、再委託（再委託先が受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

なお、発注者の承諾を得て受注者が再委託する場合において、受注者は、適正な個人情報の取扱いのため、再委託先に対しこの特記事項を遵守させなければならない。発注者の承諾を得て再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第 5 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 6 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な方法により行わなければならない。

また、情報システム等を使用し個人情報を収集するときは、当該情報システム等にアクセスする権限を有する従事者の範囲と権限の内容を必要最小限にするとともに、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

第7 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第8 持ち出しの禁止

受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第9 従事者の明確化

受注者は、この契約による業務に従事する者を明確にし、個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について記載した書類を提出しなければならない。

第10 従事者への監督及び教育

受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第11 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

第12 事故報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

第13 資料等の返還及び消去

受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

第14 契約の解除及び損害賠償

発注者は、受注者が法令に違反していると認められるとき、又はこの特記事項に違反していると認められるときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第15 報告義務

受注者は、この特記事項の遵守状況及び委託業務の履行状況について発注者に対して定期的に報告しなければならない。

第16 検査

発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、受注者及び再委託先等関係者に対し、取り扱っている個人情報の状況について随時検査することができる。

受 注 者 各 位 へ

【 指 導 事 項 】

1：熱中症特別警戒情報の発表について

熱中症特別警戒情報は、県内14の観測地点全てで、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35以上に達すると予測された場合に環境省から発表されるもの。

受注者は「大分市防災メール」、「おおいた防災アプリ」等により、当該情報を収集し、適切な熱中症予防措置を講ずること。

『大分市防災メール』

entry@b-oita.jp に空メール(件名・本文不要)を送信し、仮登録完了のメールが届くので、メールに記載されたリンク先から本登録を行う。

※登録は無料。ただし、通信料は登録者の負担。

利用する通信機器の状態や利用者の環境により、メール着信に障害(不達・遅延等)が発生する場合があります、受信できないことがある。



【 大分市防災メール 】

『おおいた防災アプリ』

QRコードよりアプリをダウンロード。

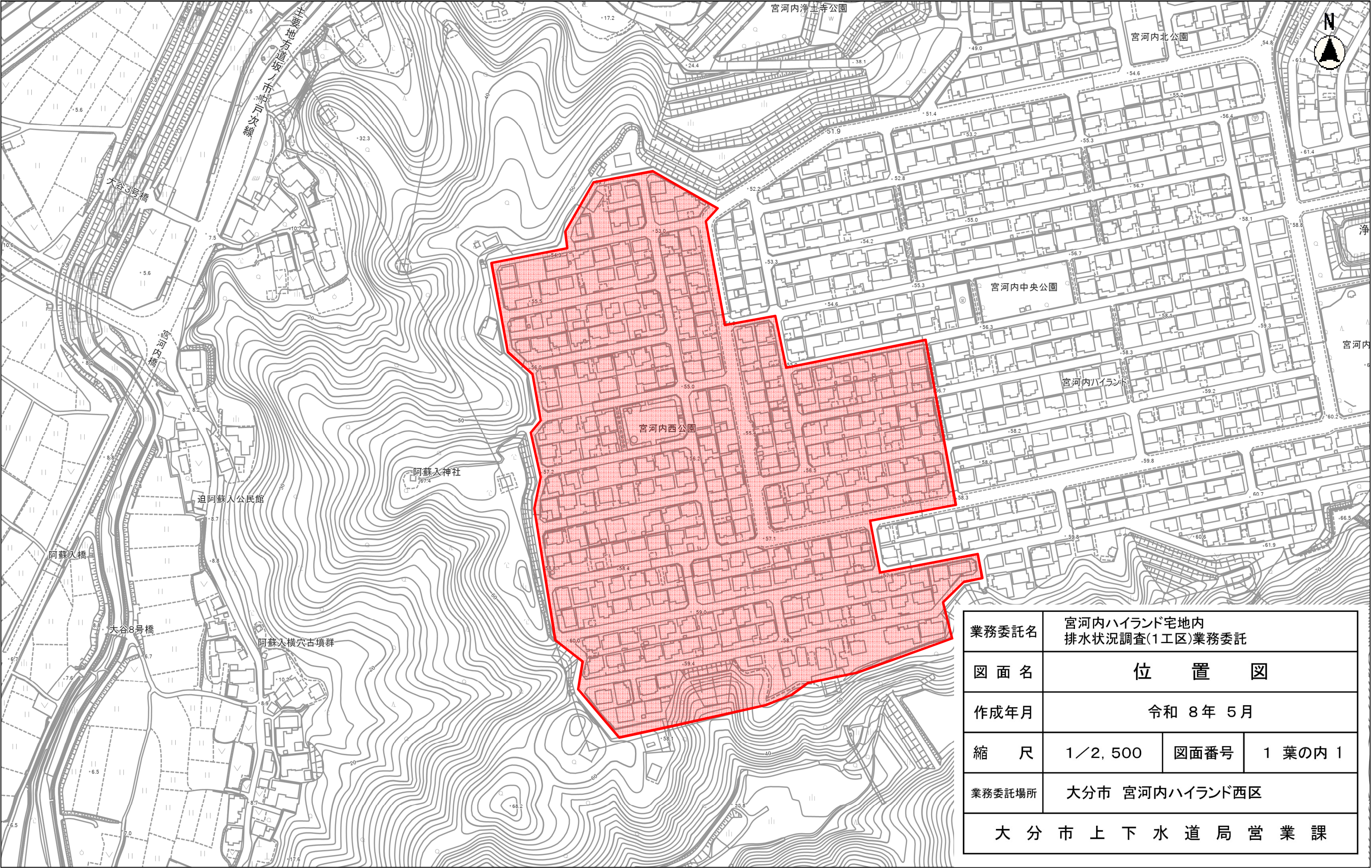
※ダウンロードは無料。ただし、通信料は登録者の負担。



【Googleplay】



【Appstore】



業務委託名	宮河内ハイランド宅地内 排水状況調査(1工区)業務委託		
図 面 名	位 置 図		
作成年月	令和 8 年 5 月		
縮 尺	1／2, 500	図面番号	1 葉の内 1
業務委託場所	大分市 宮河内ハイランド西区		
大 分 市 上 下 水 道 局 営 業 課			